

# 東京都北区「週休2日促進工事」実施要領

令和7年4月

東京都北区

## 東京都北区「週休2日促進工事」実施要領

6北総営第2506号

令和7年3月25日部長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、東京都北区総務部営繕課の発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日促進工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休2日を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2)「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (3)「週休日」とは、現場閉所又は現場休息を行う日をいう。
- (4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5)「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通じて無い状態をいう。
- (6)「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。また、現場休息率の算定においては、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

### (対象工事)

第3条 この要領は、東京都北区総務部営繕課の発注をする指定された工事に適応する。

### (週休日の設定)

第4条 週休日の設定は、原則として「東京都北区の休日を定める条例」第1条第1項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所（現場

休息)を行うことで週休2日に取組むこともできる。また、週休日以外の日に現場閉所(現場休息)が必要となった場合は、週休日に振替えて現場作業を行うことが出来るものとするほか、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振替えて現場閉所(現場休息)を行うこととする。

(積算方法等)

第5条 補正方法は、次の各号の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の記載価格(市場単価以外の材工単価)(以下「市場単価等」という。)の労務費)を補正する。

- (1) 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正率1.05を乗じて補正する。
  - (2) 市場単価等は、別表第1から別表第3の補正率を乗じ、単価を補正する。この場合において、新築、改築及び居抜き改修は新営補正率、居ながら改修は執務並行改修補正率を用いて補正する。
- 2 積算及び変更方法は、4週8休を前提に前項により労務費を補正し工事費を積算し、予定価格を作成する。
- 3 現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第23条の規定に基づき、契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(入札条件等)

第6条 対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書等に記載する。

(現場閉所(現場休息)の確認方法等)

第7条 工事着手前は、次の各号による。

- (1) 監督員は現場閉所(現場休息)の予定日を記載した別記第1を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
  - (2) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
  - (3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整して、別記第1を作成する。
- 2 工事着手後は、次の各号による。
- (1) 監督員は、定期的に別記第1の実施日数を確認する。
  - (2) 監督員は、工程計画の見直し等が発生した場合には、修正した別記第1の確認を行う。また、別記第1の修正は受注者間で調整を行い、受注者が作成する。
  - (3) 受注者は、工事完了時に別記第1を監督員に提出する。監督員は、現場閉所(現場休息)率が水準に達していることを確認する。

(留意事項)

第8条 留意事項は、次の各号による。

- (1) 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (2) 監督員は、一つの現場工事において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。この場合において、受注者は、他業種への工期にしわ寄せが生じないよう概成工期を考慮し、別記第1を作成する。
- (3) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要があるときは、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことが出来ないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、別記第1を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (5) 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に、週休2日促進工事である旨を「現場掲示板、現場事務所出入口、作業員詰所出入口等」の見やすい場所に明示する。この場合において、明示方法は別記第2を参考にし、大きさはA3以上とする。
- (6) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。
- (7) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積に当たっては、見積条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請との契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

(その他)

第9条 週休2日促進工事について、アンケート等を実施する場合は協力をする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 市場単価等の補正率 (建築工事)

工 種	新営補正率	執務並行改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事(仕上塗材仕上)	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	1.04	1.18
建具(ガラス)	1.02	1.12
建具(シーリング)	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事(内装材)	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

別表第2 市場単価等の補正率 (電気設備工事)

工 種	摘 要	新営補正率	執務並行改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機 その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

別表第3 市場単価等の補正率 (機械設備工事)

工 種	摘 要	新営補正率	執務並行改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、 制気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	手付手間のみ	1.04	1.25

# 別記第1 現場閉所(現場休息)計画書・実施報告書

工事件名：○○○○工事 (工期 令和○○年○月○日 ~ 令和○○年○月○日)

## 週休2日の判定(計画)

- ① 対象期間内日数 **359** 日 = 工期日数を記載してください
  - ② 4週8休以上 **103** 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ) = 自動計算
  - ③ 現場閉所(現場休息)日数 **121** 日 = 自動計算
- ② ≤ ③ **週休2日達成** = 自動判定  
※必ず検算すること。

## 週休2日の判定(実施)

- ① 対象期間内日数 **359** 日 = 工期日数を記載してください
  - ② 4週8休以上 **103** 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ) = 自動計算
  - ③ 現場閉所(現場休息)日数 **121** 日 = 自動計算
- ② ≤ ③ **週休2日達成** = 自動判定  
※必ず検算すること。

令和○○年4月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日付	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	9	日	計	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作		
	9	日	実	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作		
令和○○年5月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	10	日	計	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作
	10	日	実	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作
令和○○年6月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日付	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	10	日	計	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	10	日	実	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年7月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	10	日	計	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	10	日	実	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年8月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	14	日	計	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	14	日	実	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年9月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日付	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	11	日	計	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	11	日	実	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年10月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	9	日	計	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	9	日	実	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年11月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日付	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	10	日	計	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作
	10	日	実	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作
令和○○年12月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	8	日	計	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	8	日	実	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年1月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	9	日	計	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
	9	日	実	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作
令和○○年2月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	日付	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	10	日	計	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	
	10	日	実	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	
令和○○年3月	現場閉所(現場休息)日数	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日付	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	11	日	計	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作
	11	日	実	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作

※受注者の責によらず、土日に現場作業等を余儀なくされる場合は、監督員との協議により、土日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所(現場休息)を行うことで週休2日に取り組むこともできます。

※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を行ってください。

※対象期間外は、斜線を入れて日数換算しないでください。

※工事着手時は計画のみ記載、工事完了時は計画及び実施を記載しご提出ください。

※この様式は、受注者等提出書類処理基準にある工程表と併せてご提出ください。

## 別記第2 明示例

# 週休2日促進工事

〇〇〇〇工事は、  
建設産業の労働環境を改善するため、  
週休2日の確保に取り組んでいます。

発注者：東京都 北区 総務部 営繕課

受注者：〇〇〇〇建設株式会社

東京都北区「週休2日制促進工事」実施要領に記載されている見える化の明示例です。

A3以上の大きさを明示してください。

分離発注工事の場合は、それぞれの工事件名及び受注者名を一枚にまとめて明示しても構いません。